

令和6年第4回五霞町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月5日(木曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 6号 専決処分の承認について
(令和6年度五霞町一般会計補正予算(第4号))
- 第 5 承認第 7号 専決処分の承認について
(五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第64号 五霞町監査委員の選任同意について
- 第 7 議案第65号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の特例に関する条例
- 第 8 議案第66号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第67号 五霞町行政組織条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第68号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第69号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第70号 五霞町放課後児童クラブ条例
- 第13 議案第71号 五霞町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第72号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第73号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第74号 イラスト素材の無許諾使用に係る損害賠償の額及び和解について
- 第17 議案第75号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について
- 第18 議案第76号 令和6年度五霞町一般会計補正予算(第5号)
- 第19 議案第77号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第20 議案第78号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 第21 議案第79号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第22 議案第80号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）
第23 議案第81号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
第24 議案第82号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
第25 選挙第1号 五霞町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
第26 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課長	荒井富美子君	生活安全課長	曾根正明君
産業課長兼農業委員会事務局長	笈沼光行君	都市建設課長	大橋勝君
上下水道課長	園田和則君	教育次長	山田浩君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課副主幹 曾我俊之君

事務局職員出席者

書 記 青 柳 勝 書 記 高 島 悠 仁
書 記 伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、人事案件をはじめ、条例の新規制定や一部改正並びに各会計の補正予算等、多くの議案が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催にあたり、去る11月21日、午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和6年第4回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君） ただいまの出席議員は全員出席の10名で、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君） ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が2件、人事案件が1件、条例の新規制定が2件、条例の一部改正が7件、損害賠償額の決定及び和解について、戸籍に係る事務委託の廃止について、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件、以上、合計21件を御提案させていただいております。詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君） これから本日の会議を開きます。

会議規則第 20 条による本日の議事日程は、御手元に配付いたしました令和 6 年第 4 回五霞町議会定例会日程（第 1 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、2 番、小野寺宗一郎君、7 番、伊藤正子君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君） 日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 5 日から 10 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 12 月 5 日から 12 月 12 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

また、令和 6 年第 3 回定例会において可決いたしました脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書及び教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書は、令和 6 年 9 月 13 日付けで衆・参両院議長、内閣総理大臣などへ提出いたしました。

続きまして、地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願い申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御理解・御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードへの切替えをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君） これより議事に入ります。

日程第 4、承認第 6 号 専決処分の承認について（令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 承認第 6 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）について、10 月 27 日に執行された第 50 回衆議院議員総選挙に要する経費に係る補正予算について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,150 万円を追加し、総額をそれぞれ 54 億 696 万 2,000 円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、総務課長の補足説明を願います。

はい、総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君） 承認第 6 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 54 億 696 万 2,000 円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、15 款県支出金、3 項 1 目総務費、県委託金 920 万円の追加でございます。令和 6 年 10 月 27 日に行われた第 50 回衆議院議員総選挙に係る経費に対し、国から交付される選挙の委託金を追加するものでございます。

次に、18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 230 万円の追加でございますが、補助対象外の経費として追加をするものでございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費、4 項 2 目諸選挙費、衆議院議員総選挙費につきましては、右側の説明欄にございますとおり、投票管理者等の報酬、職員の時間外勤務手当のほか、需用費、役務費、委託料、使用料及び手数料等の事務経費並びに枚数計算機等の備品購入費を合わせまして、全体として 1,150 万円を追加するものでございます。

説明については以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 6 号を採決いたします。

承認第 6 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君） 起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 6 号 専決処分の承認について（令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号））は、原案のとおり承認されました。

◎承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論

○議長（樋下周一郎君） 続いて、日程第 5、承認第 7 号 専決処分の承認について（五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 承認第7号について、五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めます。

令和5年に公布された番号法等一部改正法令和5年法律第48号により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い一部改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、町民税務課長の補足説明をお願いします。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君） 承認第7号について御説明します。

議案書の12ページをお願いします。

令和5年に公布された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、一部改正を行うものです。

主な改正点については、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書15ページをお願いします。

改正部分は下線で示した部分でございます。

第9章、罰則。

まず、第22条中、上位法令の項ずれによる改正で、第9項を第5項に改めます。次いで、虚偽の届出をしていた場合について、従前は被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合は、10万円の過料に処することとされていましたが、被保険者証の廃止に伴い、「虚偽の届出をした場合に過料に処する」改正となります。

最後に、施行期日でございます。

第1項で、この条例は令和6年12月2日から施行し、第2項で、施行日前までは従前の例によることを規定しています。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

御承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第7号を採決いたします。

承認第7号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君） 起立全員です。

着席願います。

よって、承認第7号 専決処分承認について（五霞町国民健康保健条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君） 続いて、日程第6、議案第64号 五霞町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案件に関する参考資料の配付依頼がありましたので、御手元に配付しております。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第64号 五霞町監査委員の選任同意について御提案申し上げます。

このたび、町の監査委員である岩崎明良氏の任期が12月17日付けで満了になることから、委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

岩崎氏は、平成24年12月18日から3期12年にわたり、五霞町の代表監査委員として多大な御尽力をいただいております、引き続き監査委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴書を御手元に配付しておきましたので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（樋下周一郎君） 討論なしと認めます。
これで討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
議案第 64 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（樋下周一郎君） 起立全員です。
着席願います。
よって、議案第 64 号 五霞町監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第 65 号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 7、議案第 65 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の特例に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（知久清志君） 議案第 65 号について御提案申し上げます。

財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例の特例に関する条例については、町有財産の交換、譲与、無償貸与等に係る手続を規定する財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例中、町有財産を無償又は減額して貸し付けることを規定する第 4 条及び第 4 条の 2 についての特例を設けるものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

- 議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終結いたします。

議案第 65 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 66 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 8、議案第 66 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第 66 号について御提案申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 67 号の公布に伴い、当町の条例中に規定される懲役及び禁錮を拘禁刑に名称を統一し、経過措置を設けました。これら町条例の改正に対し、水戸地方検察庁から意見がありましたので、条例の一部を改正するものです。

本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 66 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第9、議案第67号 五霞町行政組織条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第67号 五霞町行政組織条例等の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

第6次五霞町総合計画の基本構想で掲げた将来像を実現するとともに、行政運営の効率的かつ効果的な推進に向け、行政組織の見直しを行うことから、五霞町行政組織条例等の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君） ちょっと確認なんですけども、今回は条例の一部を改正するとしていますが、経緯と目的を概要でいいので、ポイントでいいので、教えていただきたいと思います。

それと、先の全協の中で、若手職員の早期人材の育成等をやるということが書いてある、そういう資料をいただきました。その辺について、簡略でいいので説明をください。

以上です。

○議長（樋下周一郎君） まちづくり戦略課長、答弁。

○まちづくり戦略課課長（古郡健司君） それでは、ただいまの黛議員さんからの御質問に対しまして御答弁申し上げます。

目的等でございますけれども、先ほど町長の提案理由で申し上げたとおり、第6次五霞町総合計画の基本構想に掲げてございます将来像を実現させるために行政組織をその都度必要に応じて改正してきました。

しかし、近年の住民ニーズ等におきまして、住民ニーズの多様化に加え、高度化、専門化していることを踏まえまして、一層の効率化と明確化が求められております。このような中、組織体制を強化していくということで、分かりやすい組織体制としまして住民窓口の明確化、さらには行政サービスの向上を図ることを目的に、現在の10課7室20グループを来年4月から10課1室30係に改めるものでございます。

主な改正の内容でございますけれども、少子高齢化、子育て世代の支援等を強化するために、こども未来課をつくります。また、町の重点施策に取り組むために、特定プロジェクト推進課を設置しまして、町の重点施策を推進してまいります。

さらに、先ほどの研修制度でございますけれども、総務課のほうで毎年職員研修計画を作っております。この計画の中で、職員個々に合った研修制度ということで、庁内、庁外ということで、庁内につきましては、庁内の講師で職員が研修を行うと。また、庁外につきましては、自治研修所であったり、市町村アカデミーであったり、そういったところに行きまして、例えば、法制執務であるとか、政策法務であるとか、そういった研修を行ってまいるといふことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） 黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君） はい、分かりました。

ありがとうございます。

私、この組織改革は必要だと思いますし、合理的でいいんじゃないかと思います。

ただですね、若手職員の育成につきましては、先ほど伺ったようにですね、これから大事な人材育成、これが一番ポイントだと思いますので、組織変革と併せて、この辺を進めていただきたいと思います。

以上です。終わりです。

○議長（樋下周一郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 67 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 68 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 10、議案第 68 号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第 68 号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

茨城県の医療福祉制度の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会で御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 68 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 69 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 11、議案第 69 号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第 69 号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

医療費助成事業については、医療保険を使用し、病院等を受診した際にかかる自己負担分の一部を助成するものですが、マル福自己負担分の無償化対象を拡大することで、安心して子育てができる少子化対策の一助及び移住・定住へつなげるための条例の一部を改正するものです。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 69 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 70 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 12、議案第 70 号 五霞町放課後児童クラブ条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（知久清志君） 議案第 70 号 五霞町放課後児童クラブ条例について御提案申し上げます。

令和 7 年 4 月から放課後児童クラブについては、五霞小学校の教室を活用し、公設民営により運営を行います。放課後児童クラブを運営するに当たり、対象児童などを規定した五霞町放課後児童クラブ条例を新規制定するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 70 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第71号～議案第72号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第13、議案第71号 五霞町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第71号 五霞町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第72号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して御提案申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置基準が柔軟化されました。介護保険サービス等の基準については、町の条例で定めることとされていることから、改正が必要な上記2条例について一部改正を行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 町長、今の説明がちょっと。

○町長（知久清志君） はい、そうですね。

ただいま、71号と72号を一括して御提案申し上げたところですが、今のところを訂正させていただきまして、71号につきましての部分につきまして御提案させていただきます。

○議長（樋下周一郎君） もう一度、71号の提案理由をお願いいたします。

○町長（知久清志君） はい。大変失礼しました。

再度、提案させていただきます。

議案第71号 五霞町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして御提案申し上げます。

本定例会には常任委員会予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君） すみません。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○議長（樋下周一郎君） 会議を再開いたします。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたけども、71号と72号、関連がありますので、町長のほうから一括提案をしたいということでございますので、お願いたします。

もう一度、すみません。町長、お願します。

○町長（知久清志君） 大変、行ったり来たりで申し訳ございません。

議案第71号と72号につきまして、一括で説明させていただきたいと存じます。

議案第71号 五霞町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第72号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して御提案申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置基準が柔軟化されました。介護保険サービス等の基準については、町の条例で定めることとされていることから、改正が必要な上記2条例について、一部改正を行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第71号 五霞町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第72号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号、72 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 73 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 15、議案第 73 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第 73 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

五霞町消防団について、消防団組織の安定化を図り、地域防災力の低下を防ぐ観点から本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第 73 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元に配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第16、議案第74号 イラスト素材の無許諾使用に係る損害賠償の額及び和解についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第74号 イラスト素材の無許諾使用に係る損害賠償の額及び和解について御提案申し上げます。

町が発行した広報ごか平成28年11月号及び町公式ホームページにおいて発生した著作権侵害に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、まちづくり戦略課長の補足説明を願います。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） それでは、議案第74号 イラスト素材の無許諾使用に係る損害賠償の額及び和解について御説明申し上げます。

議案書69ページをお願いいたします。

相手方が著作権を有するイラストを町が平成28年11月に発行した広報ごか及び当該広報紙を掲載した町ホームページに無駄使用したとして、令和6年9月26日付、整理番号2245-977により相手方弁護士から受任通知兼請求書が町に届き、本事案が発覚し、相手方から28万6,000円の損害賠償の請求を受けたものでございます。

当時の広報紙作成委託事業者がイラストを使用する際、有料であることの認識不足が原因であり、相手方の著作権を侵害したため、広報紙作成委託事業者がその過失を認め、損害賠償することで町と合意をしてございます。

今後は、議決をいただいた後に相手方代理人と合意書を送付され、その内容に間違いがないことを確認し、支払いが完了できるよう手続を進めていく予定となっております。

説明については、以上でございます。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第74号 イラスト素材の無許諾使用に係る損害賠償の額及び和解については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第17、議案第75号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第75号につきましては、県内5市町、那珂市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町及び五霞町で構成されているいばらき戸籍共同システムの整備及び運営に関する電子情報処理組織の事務委託廃止について議決を求めるものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

議案第75号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第76号～議案第82号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君） お諮りいたします。

日程第18、議案第76号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第5号）から、日程第24、議案第82号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第82号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君） 議案第76号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第5号）、議案第77号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第78号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第79号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第80号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第81号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第76号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第5号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,029万8,000円を追加し、総額をそれぞれ56億4,726万円とするものでございます。

次に、議案第77号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ106万6,000円を追加し、総額をそれぞれ10億2,558万2,000円とするものでございます。

次に、議案第78号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ818万5,000円を追加し、総額をそれぞれ2億6,395万4,000円とするものでございます。

次に、議案第 79 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 997 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 5,416 万円とするものでございます。

次に、議案第 80 号 令和 6 年度五霞町水道会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに 34 万円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、支出に 273 万円を追加するものでございます。

次に、議案第 81 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 1,208 万円を追加するものでございます。

次に、議案第 82 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 218 万円を追加するものでございます。

これら各会計の補正予算の詳細につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 76 号から議案第 82 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元に配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号から議案第 82 号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎選挙第 1 号

○議長（樋下周一郎君） 続いて日程第 25、選挙第 1 号 五霞町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、令和6年11月14日付けで議長宛てに、本町の選挙管理委員会委員及び同補充員全員の任期が令和7年1月28日に満了することに伴い、選挙を行うべき事由が生じた旨の通知がございましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙管理委員会委員4名、同補充員4名の選挙を執行するものです。

それでは、これより五霞町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

初めに選挙管理委員会委員を指名いたします。猿橋幸男さん、篠崎芳高さん、白倉勝さん、菊地丈夫さんの4名を指名いたします。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。順序1に秋葉清一さん、順序2に中島秀吉さん、順序3に藤沼武志さん、順序4に曾根 博さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました方を五霞町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方が、五霞町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君） 続いて、日程第26、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、本会議を明日12月6日から12月9日まで休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から12月9日の本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時51分

